

注文した覚えのない商品が届いた！ 「送りつけ商法」にご注意を

「送りつけ商法」とは、注文していない商品を一方的に送りつけて代金を請求する手口のことです。

◎消費生活センターより

注文・契約をしていなければ、一方的に送られてきても受け取る必要も代金を支払う必要ありません。

【事例1】
昨日、高齢の父が私の留守中に届いたネット通販業者からの代引きの荷物を1万円支払って受け取ってしまった。開けてみると、カニとホタテが入っていた。家族の誰も頼んでいなかったため、返品したい。代金も返して欲しい。

〈事例1〉のように、代金を支払ってしまった場合、取り戻すことは困難です。商品注文した時は、家族に荷物が届くことを知らせておくなど普段から荷物の受け取り・支払いについて家族間でルールを決めておくことが大切です。

【事例2】

突然、配送伝票に自分の住所・氏名が書かれた荷物が宅配便で届いた。身に覚えはない。送り主は無記入だが、海外からのようだ。開封はしていないが、どうしたらよいか。

商品を受け取る前に荷物の中身や送り主の名前等を伝票で確認しましょう。身に覚えのない商品の場合や〈事例2〉のように、送り主が海外としか分からない時は配送業者に事情を伝えて持ち帰ってもらいましょう。

また、クレジットカード等の利用明細に該当するものが

ないか確認しましょう。身に覚えのない請求があった場合には、クレジットカード会社に不正請求の可能性やカード番号の変更等について相談しましょう。

なお、特定商取引法の改正により、注文・契約をしていない商品が届いた場合、すぐに自由に処分できるようにしました。

しかし、センターに寄せられた相談の中には知人からの贈答品だったケースも多くありますので、処分する場合には注意が必要です。身に覚えのない商品が届いた場合は、まず落ち着いて親族や友人などに心当たりがないか尋ねてみましょう。



問合せ

消費生活センター（2階）

TEL 1101 FAX (20) 1600

文芸コーナー

短歌

学ぶよりスマホに生きる現代の世に

寂しさ残る秋の夕暮

嵐山いついつ見てもこの景色

まぶた閉じれば夢の世界に

おみそか嫁ぎし頃のにぎやかな

今は一人思いにふける

満ち足りし夫との暮しは二十余年

別れて久しも我を支えおり

寒い日に年末入りお天気が

山茶花梅雨で紅葉洗う

飴玉が甘く溶けゆく蜜の味

吐く息白い2月のホーム

俳句

柚子香る癒しに満ちる湯船かな

元日や入りそびれたる残る月

小判草旅で出会いし人のこと

鴨の群れ水面の景色崩し行く

初雪や万両の実数の中

川柳

目標を越した向こうへ欲が見え

コロナ禍の自粛未練を捻ざらい

ペダル漕ぐ足の裏から春の声

ディスタンス心の距離は離さずに

プラゴミの汚染海底まで悲鳴

茂原って都市でないかで住みやすい

関 武雄

高山登美子

秋葉智恵子

山本 明美

木幡 美子

時女 礼子

中山 省吾

伊藤 薫

河野 智子

村杉千恵子

高橋 良昌

塩田 加門

福田 研治

風間 敬造

千葉加津子

高山 英子

横田 清

●偶数月は「俳句・短歌・川柳」を、奇数月は「詩」を掲載しています。
●投稿は楷書でお願いします。作品・氏名にふりがなをふってください。

※俳句、短歌、川柳の原稿送付先
〒297-8511 茂原市道表1番地 茂原市役所秘書広報課宛「文芸コーナー」と朱書きしてください。

